

H30前期 フォークリフト運転技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 -- <http://www.kyousyu.org> --
 熊谷教習所 熊谷市三ヶ尻新山 3858-1 TEL 048-532-5781
 本部 千代田区神田美倉町 10 喜助新神田ビル 3F 34号室 TEL 03-3254-8404

(初版 H30.1.25 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、**最大荷重1t以上のフォークリフト**を運転する業務は、フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ、従事してはいけない事が定められております。(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第 87 号)として、表題講習を定期的開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

(埼玉局登録第 87 号 教習機関登録更新予定日：平成 31 年 3 月 30 日)

1. 日程、定員など

実施回	1(ABCD)	2(AC)	3(AC)	4(AC)	5(ABCD)	6(AC)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
日程	A 9~10 B 6・9~10 C 9~13 D 6・9~13	A 7~8 C 7~11	A 11~12 C 11~15	A 9~10 C 9~13	A 27~28 B 24・27~28 C 27~31 D 24・27~31	A 17~18 C 17~21
開催場所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所
定員	20名	20名	20名	20名	20名	20名

2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	2日	¥18,820(17,280+1,540)	①大特所持者 ②運転免許所持、特別教育修了後、業務経験(1t未満)が3ヶ月
B	3日	¥23,140(21,600+1,540)	運転免許未所持で、特別教育修了後、業務経験(1t未満)が6ヶ月
C	5日	¥41,500(39,960+1,540)	運転免許所持、未経験者
D	6日	¥50,140 (48,600+1,540)	運転免許未所持、未経験者

- 各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
- 教材費は、受講料と別途ですので、ご注意ください。
- 受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

4. 講習科目及び時間割 Cコース31時間(普通自動車免許有り)の時間割です。

学科講習	荷役装置に関する知識	4時間
	力学に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
実技講習	走行に関する操作	20時間
	荷役に関する操作	4時間

5. 申込方法

受講される日程と人数、コースがお決まりになりましたら、お電話か予約書(Webページより印刷できます)のFAXで、**受講申請書の送付**をご依頼ください。

申請書到着後、必要事項を記入し、写真(3×4cm)を糊付けして、返送をお願いします。なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込をお願いします。

*各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。

***受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。**ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

6. その他

- 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会を受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)
- 20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい)

注:フォークリフトの運転業務の経験は、事業者による、以下の証明が必要です。

- 事業所に最大荷重1t未満のフォークリフトを所有している事 (所有しているフォークリフトの特定自主検査表の写しによる証明)
- 受講者がフォークリフト運転特別教育を修了している事
- 事業所の最大荷重1t未満フォークで3(6)月以上運転を経験している事

フォークリフト運転技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることが出来る者	免 除 科 目
A	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものを除く)を有する者</p> <p>又は同項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものに限る)を有し、かつ3ヶ月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者 (*注参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・フォークリフトの走行の操作
B	<p>6ヶ月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者 (*注参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフトの走行の操作
C	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものに限る)を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
D	<p>その他の者</p>	<p>なし</p>